

「第3期長浜市産業振興ビジョン（改定案）」にかかるパブリックコメントの実施結果について

■意見募集期間 令和6年5月16日 から 令和6年6月17日

■意見の数 1名／8件

■意見の概要と意見に対する市の考え方

	頁	意見の概要	意見に対する考え方
1		①改定概要の趣旨に「企業の新規立地や事業拡大は、地域経済の活性化や雇用の創出、税収の確保の観点で産業振興に寄与するだけでなく、人口減少対策の一つとして、持続的なまちづくりに大きく貢献することから、県との連携による産業用地開発事業を見据え、主体的な産業用地の確保について計画に位置付けるべく、産業振興ビジョンの一部を改定します。」と記載していますが、そもそも県との連携による産業用地開発事業を見据え、主体的な産業用地の確保について計画に位置付けるべく、産業振興ビジョンの一部を改定しなければならないほど改定前の計画では、企業立地・産業集積団地は実現出来ないのでしょうか、何度も、国土利用計画、都市計画マスタープラン、立地適正計画、地域未来投資促進法における土地利用調整計画に意見を述べ新たな産業用地選定に向けて意見を個別計画で述べてきましたが、ここで短期間に変更しなければならない最大の趣旨はこれですか さらに、急いだ国土利用計画と産業振興ビジョン改定の改定だけで県との連携による産業用地開発や南ながはまのビジョンが達成可能なのでしょうか。	本ビジョンは、新型コロナウイルス感染症の影響による社会・経済状況の変化が著しく、先の見通しが困難な状況下において策定した計画であることから、長浜市産業振興ビジョン懇話会の意見を踏まえ、「社会動向や企業ニーズ等の変化を見極めながら、計画期間中であっても、必要に応じて施策や取組の方向性を見直すこととします。」とビジョンにも記載しております。 本市では、当初計画策定以降の2年間に於いて遊休施設等のストックが大幅に減少する一方で、計画策定時と比較しても企業の産業用地の需要が急速に高まっております。また、国や県においても、この2年の間に産業用地の確保を推進するための法令や財政支援制度が拡大されるなど、産業用地開発を取り巻く状況が変化していることから、今回の改正において、市として主体的に産業用地確保に取り組む方針を明らかにしました。 また、県との連携による産業用地開発事業において、「市町が作成する各種計画や方針と整合していること」が求められることから、国土利用計画と併せ、市の方針を本ビジョンにおいて明確にするものです。

2		②前回の国土利用計画及び総合計画第 3 期基本計画の市民意見・市の回答を踏まえて別表に意見、回答を表にしました。これらに対する市の回答を踏まえて本改訂にかかる市民意見に対しご回答をよろしくお願いします。	
	P-3	②－ 1 「サプライチェーンの再構築や設備投資意欲の高まりを背景に産業用地の需要が高まる一方で、受け皿となる用地の不足が課題となっており、強靱化や、生産設備の高度化・合理化が必要」と概要および改定内容として記載されていますが、令和 4 年 3 月の改定時点でもこの課題は、判明していたのになぜ追加記載が必要なのかしっかり説明すべきではないでしょうか	前回の改定時においては、コロナ禍で見送られた設備投資の回復の兆しは見られたものの、ウクライナ危機や為替の急変動、物価上昇といった、企業経営を取り巻く社会経済環境の急激な変化は、改定後の 2 年間に生じており、これらを背景として国内における設備投資意欲が急速に高まったと考えております。 今回の改正は、そうした社会経済環境の変化に柔軟に対応して、地域経済の活性化に繋げるべく、施策の方向性を示すものです。
3	P4	②－ 2 総合計画や国土利用計画での市民意見に工業団地の必要性を明確に市民意見とし指摘しているにもかかわらず商工振興課の回答は、2 つの計画の回答を表にして示している通り「工業用地について、土地利用としては近年ほぼ横ばいではあるものの微増傾向が見て取れます。中長期的な計画であるため成果は見えづらいものではありません」との回答でしたなぜ市民の意見を取り入れず令和 4 年の改定からたった 2 年でこのような改定を費用や労力を費やして改定するのか当時の総合計画、国土利用計画の市民意見を踏まえて回答いただきたい。	国土利用計画の市民意見に対し「中長期的な計画であるため成果は見えづらいものではありませんが、今後とも産業誘導を促進すると定めた区域の活用を含め、工業用地の適切な配置と誘導を図っていきます。」と回答しており、企業立地に取り組んでいくという市の方針について改定するものではありません。
4	P6	②— 3 今頃雇用の増大とは、令和 4 年改定時の市の雇用とどう令和 6 年と変化したのか明確に説明する責任はないのでしょうか その理由として、総合計画の市民意見として「今後、世界的に伸びる企業を誘致できる環境を整備し、人口減少に対応いただくビジョンなどを記載いただきたい。」と市民意見に対し商工振興課の回答は、「本市の地理的優位性などの強みと親和性の高い企業の誘致に加え、人口減少に歯止めをかけるべく女性の雇用増	今回の改定において、「就労による定住人口の増加」を「雇用機会の増大による定住人口の増加」に見直しました。 これまでの、地域内企業への就労促進に加え、産業用地の確保を通じた雇用機会の創出により、定住人口の増加を推進することから、適切な表現に改めており、原案どおりとします。

		大に繋がる企業の誘致などにも取り組んでいるところであり、引き続き本市の強みと課題を見極めた取組を進めてまいります」でした。しっかり回答に対する見解を示していただけますか	
5	P8	②－４ 事業拡大用地の確保を今回の改定で明記されていますが、国土利用計画でも「本市経済の基盤として、産業構造の変化や新たな産業展開に対応した付加価値の高い工業の集積と生産拡大に向け、必要な用地の確保を図る必要があります。特に、知識集約型産業などの集積に必要な用地を確保するとともに、工場跡地の有効利用を促進する必要があるのではありませんか。」との市民意見に対し商工振興課の回答は、「原案において「産業の高付加価値化や構造変化、工場等の立地動向等をふまえ」としております。特定の産業分野だけでなく、社会経済潮流の変化に合わせて柔軟に対応できるよう、原案どおりとします。 なお、工場跡地（既存工場用地）の有効活用に向けた具体的方法については、長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであることから、具体には各個別計画で方針や方向性を記載しています。また、商店街を含む中心市街地のまちづくりの方針につきましても、各個別計画にて方向性を示しています。」でした。 個別計画も示していないから改定２年もたたないのに追加で記載しなければならないのではありませんか市民意見に対し明確な回答をしめしていただきたいと思います。 １０年先も見据えた計画をたてないから短期間で改定しなければならないのではないのでしょうか。 この改定だけで、他市より優位に本当にたてますかなんのための改定作業かと言われない様に心からしていただきたいと思います。 また、国土利用計画での商工振興課の回答は、 「土地転換につきましては、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、農地法など様々な法律の規制が関係しており、”可能な場所”と指し示すことが困	本ビジョンは、土地利用の方針を示すものでなく、産業分野における基本理念や目指す姿、施策の考え方・方向性の設定や共有を目的としています。 今回の改定は、企業経営を取り巻く社会経済環境の急激な変化と、これらを背景とした設備投資意欲の急速な高まりを受け、市としても変化に柔軟に対応して、地域経済の活性化に繋げるべく、産業振興ビジョンにおいて産業用地確保の方針を示したものです。

		難であることから本計画においては大きな指針をお示しし、都市計画マスタープランなどの各個別計画のなかで方向性をお示していきます。」 これ本当ですか再度市民意見を申しておきます。	
6	P8	②－５ 成長が期待できる産業分野の企業の立地との改定時の追記がされていますが、総合計画の市民意見「本市においても、バイオ、電気、蓄電池など今後、世界的に伸びる企業を誘致できる環境を整備し、人口減少に対応いただくビジョンなどを記載いただきたい。」の意見に対し、「本市の地理的優位性などの強みと親和性の高い企業の誘致に加え、人口減少に歯止めをかけるべく女性の雇用増大に繋がる企業の誘致などにも取り組んでいる」と回答しているのになぜ今回の改定なのか理由をしっかりと記載いただきたいと思います。	今回の改定により、市として主体的な産業用地確保に取り組む方向性を打ち出し、企業立地に取り組む環境が整ったことから、企業立地を進める産業分野についても、県の方針や市民意見を踏まえつつ、より具体的な内容に改定しております。
7		②－６ 市外からの新規立地や市内企業の事業拡大の受け皿となる産業用地の不足と改定時の追記がされていますが、総合計画での市民意見「その一方で、用地拡張や新たな工場用地を求める企業の市外への流出、大規模店舗の立地や消費行動の変化、若者の市外流出による労働力不足の深刻化と いった、地域産業の活力の低下に繋がりがねない課題への対応も求められています。」との記載があり、その通りだと思います。その課題回復にどのように 取り組むのか市の方針を示すのが総合計画の原点ではないでしょうか。」との市民意見に対し、回答は、 「これらの課題に対応するため、基本方針を「将来の地域産業を担う人材の育成に向けた取組を進めるとともに、地の利を活かした企業立地を推進するための必要な支援等を講じ、本市における産業構造の多角化と雇用の拡大を図ります。」としております。重点的に取り組む視点としても、企業立地助成制度の運用や遊休施設の有効活用等を図りつつ、市内への企業立地や雇用対策を進めてまいります。」でした。 どう２年の短期間で変化したのですか見解をお示しいただきたいと思います。	今回の改定は、「地の利を活かした企業立地を推進するための必要な支援等を講じ、本市における産業構造の多角化と雇用の拡大を図る」という、本市の企業立地の方針を見直すものでなく、それらを実現するための施策として、遊休施設の有効活用等に加え、主体的な産業用地の確保に取りくむ方針を具体的に示したものです。

8	③この計画内容で産業集積団地や工業団地の市内企業の要求にこたえられるのでしょうか この計画に関してお答えいただきたいと思います。	本ビジョンは、産業分野における基本理念や目指す姿、施策の考え方・方向性の設定や共有を目的としており、具体的な土地利用の方針を示すものではないため、原案のとおりとします。 なお、ご意見のとおり、本ビジョンの改定だけで産業用地開発事業を実現するものでなく、各計画の相互的連携により行政の方向性を定め、取り組んでまいります。
---	--	---